

租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について（事務運営指針） 新旧対照表

改正後	改正前
第1章 定義及び全般的留意事項 1 定義 この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(5) (省略) (6) <u>特定国・地域からの実質的活動要件に係る自発的情報交換</u> <u>自発的情報交換のうち、法人税に相当する税の課税がなく、又は名目的な課税のみを行う国・地域（以下「特定国・地域」という。）を居住地国とし、当該特定国・地域が実施するモニタリング（注1）において、実質的活動要件（注2）を充足していないと評価された法人等で、当該法人等の親会社、又は実質的支配者（以下「親会社等」という。）が日本居住者である場合等について、特定国・地域から行われるものをいう。</u> <u>（注1） 特定国・地域が実施するモニタリングとは、特定国・地域において、法人等が実質的活動要件を充足するか否かを確認することをいう。</u> <u>（注2） 実質的活動要件とは、特定国・地域において、法人等が実質的な経済活動を行っているかについて判断する際の当該特定国・地域における国内法に定める要件をいう。</u> (7) 自動的情報交換 (省略) (8) 共通報告基準に係る自動的情報交換 (省略) (9) 報告書検査 (省略) (10) 国別報告書に係る自動的情報交換 (省略) (11) 情報交換	第1章 定義及び全般的留意事項 1 定義 この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(5) (同左) <u>(新設)</u> (6) 自動的情報交換 (同左) (7) 共通報告基準に係る自動的情報交換 (同左) (8) 報告書検査 (同左) (9) 国別報告書に係る自動的情報交換 (同左) (10) 情報交換

租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について（事務運営指針） 新旧対照表

改正後	改正前
(省略)	(同左)
(12) 送達共助	(11) 送達共助
(省略)	(同左)
(13) 庁国際業務課	(12) 庁国際業務課
(省略)	(同左)
(14) 庁課税総括課	(13) 庁課税総括課
(省略)	(同左)
(15) 庁管理運営課	(14) 庁管理運営課
(省略)	(同左)
(16) 庁主管課	(15) 庁主管課
(省略)	(同左)
(17) 局課税総括課	(16) 局課税総括課
(省略)	(同左)
(18) 局管理者	(17) 局管理者
(省略)	(同左)
(19) 署管理者	(18) 署管理者
(省略)	(同左)
(20) 情報収集担当者	(19) 情報収集担当者
(省略)	(同左)
(21) 報告書検査実施担当者	(20) 報告書検査実施担当者
(省略)	(省略)
(22) 税務当局	(21) 税務当局
(省略)	(省略)
2 守秘義務	2 守秘義務
租税条約等実施特例法の規定に基づく情報提供のための調査又は相手国等の租税の徴収に関する事務に関して知ることができた秘密については、	租税条約等実施特例法の規定に基づく情報提供のための調査又は相手国等の租税の徴収に関する事務に関して知ることができた秘密については、

租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について（事務運営指針） 新旧対照表

改正後	改正前
国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 100 条及び<u>国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 127 条により守秘義務が課されていることに留意する。</u> また、<u>租税条約等の規定に基づいて入手した情報（写しや情報の内容が具体的に記されている文書等も含む。）</u>については、<u>租税条約等の規定により守秘義務が課されていることから、他の行政機関や裁判所からの当該情報の開示の求めに対しては、国税通則法等における守秘義務解除可否の検討に加え、個々の租税条約等の規定を確認する必要があることに留意する。</u><u>その規定内容は個々の条約で異なることから、他の行政機関又は裁判所から開示の求めを受けた場合には、局管理者又は署管理者（以下「局（署）管理者」という。）は、開示を求められた資料に関連する情報を添付した上で、庁主管課を経由して（署管理者にあっては局管理者を経由して）、庁国際業務課に対して当該情報に係る開示の可否の確認を求める（第 7 章Ⅱに該当する場合を除く）。</u> <u>ただし、情報交換関係書類の回付に当たって庁主管課より送付した回答書又は情報箋に他の行政機関への開示の可否が記載されている場合には、当該記載に基づき局署において開示の可否を判定することとし、庁への確認は要しない。</u> <u>庁国際業務課は確認を求められた場合、必要に応じて庁主管課等と協議の上、租税条約等の規定に基づいて当該情報に係る開示の可否を判断し、その結果を、庁主管課を経由して局（署）管理者に（署管理者には局管理者を経由して）速やかに伝達する。</u> <u>なお、租税条約等の規定上、開示が可能である場合においても、国税当局に対する他の外部機関からの照会対応を踏まえ、別途、国税通則法等の観点から開示の可否を国税局又は税務署における開示者が判断する必要があることに留意する。</u> 3（省略）	国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 127 条により守秘義務が課されていることに留意する。 また、租税条約等の規定に基づいて入手した情報については、租税条約等の規定により守秘義務が課されていることに留意する。 3（同左）

租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について（事務運営指針） 新旧対照表

改正後	改正前
第2章 要請に基づく情報交換（相手国等への要請）に係る事務手続 1 情報提供の要請に係る進達 国税の適正な賦課又は徴収のために必要な情報であって国内において入手することの困難なものがあるときは、要請に基づく情報交換により当該情報を提供することを相手国等に要請をすることができる。この要請をする場合には、<u>局（署）管理者は、進達書を作成し、これを庁主管課に（署管理者にあっては局管理者を経由して）送付することにより進達を行う。</u> 当該進達書の作成又は送付に当たっては、以下に留意する。 (1) ～(2) （省略） (3) 相手国等による当該情報の収集について、その収集の際に我が国から要請があった旨の事実又は当該要請の内容を<u>調査の対象者</u>に開示すれば、我が国における調査その他の事務に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、進達書にその旨及びその理由（以下この項及び3において「開示支障事情」という。）の特記をする。 (4) <u>国税通則法第71条第1項第4号（国税の更正、決定等の期間制限の特例）の適用を予定している場合には、進達書にその旨及び情報提供要請期限（国税通則法第70条の規定により更正決定等を行うことができないこととなる日の6月前の日の前日）を記載するとともに、原則として当該期限の90日前までに進達を行うこととするが、期限までの進達が困難な場合、局（署）管理者は、速やかに庁主管課と（署管理者にあっては局管理者を通じて）対応を協議する。</u> <u>なお、当該規定の適用については、令和3年3月4日付課総9－23ほか5課共同「国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限に係る事務実施要領の制定について」（指示）を参照すること。</u> 庁主管課は、当該進達を受領したときは、進達書（添付文書を含む。）に租税条約等に定める要請に当たって記載すべき事項が適切に記載されてい	第2章 要請に基づく情報交換（相手国等への要請）に係る事務手続 1 情報提供の要請に係る進達 国税の適正な賦課又は徴収のために必要な情報であって国内において入手することの困難なものがあるときは、要請に基づく情報交換により当該情報を提供することを相手国等に要請をすることができる。この要請をする場合には、<u>局管理者又は署管理者（以下「局（署）管理者」という。）は、進達書を作成し、これを庁主管課に（署管理者にあっては局管理者を経由して）送付することにより進達を行う。</u> 当該進達書の作成又は送付に当たっては、以下に留意する。 (1) ～(2)（同左） (3) 相手国等による当該情報の収集について、その収集の際に我が国から要請があった旨の事実又は当該要請の内容を<u>情報の収集先</u>に開示すれば、我が国における調査その他の事務に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、進達書にその旨及びその理由（以下この項及び3において「開示支障事情」という。）の特記をする。 <u>（新設）</u> 庁主管課は、当該進達を受領したときは、進達書（添付文書を含む。）に租税条約等に定める要請に当たって記載すべき事項が適切に記載されてい

租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について（事務運営指針） 新旧対照表

改正後	改正前
ること、<u>また、進達書に開示支障事情の特記がある場合には、それが事務運営上必要なものであること及び相手国の税務当局から同様の状況で開示しないことの求めがあった場合に、我が国においては調査の対象者に開示せずに情報収集が可能であることを確認した上で、これを庁国際業務課に回付する。</u> 2 事前の相談 局（署）管理者は、1 の進達に先立ち、庁主管課を経由して<u>（署管理者にあっては局管理者を経由して）</u>、庁国際業務課に対して情報提供の要請に係る事前の相談の申出を行うことができる。なお、当該要請がグループリクエストに該当する場合には、事前の相談の申出を必ず行うものとする。 庁国際業務課は、事前の相談の申出があった場合には常にこれに応じるものとし、必要に応じて庁主管課と協議の上、当該申出に係る情報提供の要請についてその適否を判断し、その結果を、庁主管課を経由して局（署）管理者に（署管理者には局管理者を経由して）伝達する。 事前の相談の申出を行った局（署）管理者は、当該申出に係る情報提供の要請については、庁国際業務課が適当と判断した場合に限り1 の進達を行うものとする。 3 相手国等への情報提供の要請 庁国際業務課は、1 の進達の回付を受けたときは、必要に応じて庁主管課と協議の上、次に掲げる事項、相手国等との情報交換の状況その他の事情を考慮し、当該進達に係る情報提供の要請の適否について検討を行う。 (1)～(3) （省略） 庁国際業務課は、検討の結果、当該要請を適当と判断した場合には、当該要請に係る情報について、必要に応じて英訳を施した上で、速やかに相手国等に対して提供の要請を行う。この場合に、進達書に開示支障事情の特記が	ること、<u>及び進達書に開示支障事情の特記がある場合には、それが事務運営上必要なものであることを確認した上で、これを庁国際業務課に回付する。</u> 2 事前の相談 局（署）管理者は、1 の進達に先立ち、庁主管課を経由して、庁国際業務課に対して情報提供の要請に係る事前の相談の申出を行うことができる。なお、当該要請がグループリクエストに該当する場合には、事前の相談の申出を必ず行うものとする。 庁国際業務課は、事前の相談の申出があった場合には常にこれに応じるものとし、必要に応じて庁主管課と協議の上、当該申出に係る情報提供の要請についてその適否を判断し、その結果を、庁主管課を経由して局（署）管理者に（署管理者には局管理者を経由して）伝達する。 事前の相談の申出を行った局（署）管理者は、当該申出に係る情報提供の要請については、庁国際業務課が適当と判断した場合に限り1 の進達を行うものとする。 3 相手国等への情報提供の要請 庁国際業務課は、1 の進達の回付を受けたときは、必要に応じて庁主管課と協議の上、次に掲げる事項、相手国等との情報交換の状況その他の事情を考慮し、当該進達に係る情報提供の要請の適否について検討を行う。 (1)～(3) （同左） 庁国際業務課は、検討の結果、当該要請を適当と判断した場合には、当該要請に係る情報について、必要に応じて英訳を施した上で、速やかに相手国等に対して提供の要請を行う。この場合に、進達書に開示支障事情の特記が

租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について（事務運営指針） 新旧対照表

改正後	改正前
あるときは、情報の収集の際に我が国から要請があった旨の事実又は当該要請の内容を<u>調査の対象者</u>に開示しないことの求め及び当該開示支障事情を併せて相手国等に伝達する。また、情報提供の要請について、争訟手続のために特別の回答期限を付す必要がある場合その他庁主管課から特に依頼を受けた場合には、当該要請を他に優先して行うこととし、要請の際に早急な対応を求める旨を併せて相手国等に伝達する。 <u>庁国際業務課は、国税通則法第 71 条第 1 項第 4 号（国税の更正、決定等の期間制限の特例）の適用を予定している要請を行った場合は、その旨及び要請を行った日を、庁主管課を経由して局（署）管理者に（署管理者には局管理者を経由して）伝達する。</u> 庁国際業務課は、当該要請を適当でないと判断した場合には、その旨及びその理由を、庁主管課を経由して局（署）管理者に（署管理者には局管理者を経由して）伝達する。 4～10（省略） 第 3 章 要請に基づく情報交換（相手国等からの要請）に係る事務手続 1～12（省略） 第 4 章 FATCA に基づく情報提供に係る事務手続 1～6（省略） 第 5 章 自発的情報交換に係る事務手続 Ⅰ 自発的情報交換による情報の提供 （省略） Ⅱ 自発的情報交換による情報の受領	あるときは、情報の収集の際に我が国から要請があった旨の事実又は当該要請の内容を<u>情報の収集先</u>に開示しないことの求め及び当該開示支障事情を併せて相手国等に伝達する。また、情報提供の要請について、争訟手続のために特別の回答期限を付す必要がある場合その他庁主管課から特に依頼を受けた場合には、当該要請を他に優先して行うこととし、要請の際に早急な対応を求める旨を併せて相手国等に伝達する。 庁国際業務課は、当該要請を適当でないと判断した場合には、その旨及びその理由を、庁主管課を経由して局（署）管理者に（署管理者には局管理者を経由して）伝達する。 4～10（同左） 第 3 章 要請に基づく情報交換（相手国等からの要請）に係る事務手続 1～12（同左） 第 4 章 FATCA に基づく情報提供に係る事務手続 1～6（同左） 第 5 章 自発的情報交換に係る事務手続 Ⅰ 自発的情報交換による情報の提供 （同左） Ⅱ 自発的情報交換による情報の受領

租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について（事務運営指針） 新旧対照表

改正後	改正前
1 相手国等からの自発的な情報提供の受領 庁国際業務課は、相手国等から自発的情報交換による情報を受領した場合（本章Ⅲの場合を除く。）には、別紙様式9により情報箋を作成し、速やかに庁主管課を経由して当該情報に係る納税者の納税地を所轄する国税局又は税務署の局（署）管理者に（署管理者には局管理者を経由して）送付する。 2 相手国等から受領した情報の納税者への開示 国税局又は税務署の当該職員は、相手国等からその提供した情報を調査の対象者に開示しないことの求めがあった場合を除き、調査の対象である納税者に対して当該情報を開示することができる。 （注）当該納税者に対して当該情報を開示するに当たっては、開示する範囲を必要最小限に限るとともに、原則として、当該情報の内容を記載した書面を提示する方法又は口頭で告知する方法により開示することとし、当該相手国等から入手した資料そのものを安易に提示しないことに留意する。 3 相手国等からの自発的な情報提供に係る事案の管理 署管理者、局管理者及び庁主管課は別紙様式3(1)により「管理簿」を、庁国際業務課は別紙様式4(1)により「整理簿」を、それぞれ作成することにより、自発的情報交換による相手国等からの情報の受領に係る事案の管理を行う（本章Ⅲの場合を除く。）。 4 相手国等から受領した情報の活用事績の報告 局（署）管理者は、相手国等から受領した情報を活用した場合には、当該情報を端緒として把握した増差所得、徴収した税額その他の成果の有無にかかわらず、当該情報を活用した月の翌月の末日までに当該情報の活用の事績について、別紙様式5により報告書を作成し、庁主管課に（署管理者は局管理者を経由して）提出するものとし、庁主管課はこれを庁国際業務課に対して速やかに回付する。ただし、活用した当該情報がルーリングに係	1 相手国等からの自発的な情報提供の受領 庁国際業務課は、相手国等から自発的情報交換による情報を受領した場合には、別紙様式9により情報箋を作成し、速やかに庁主管課を経由して当該情報に係る納税者の納税地を所轄する国税局又は税務署の局（署）管理者に（署管理者には局管理者を経由して）送付する。 2 相手国等から受領した情報の納税者への開示 国税局又は税務署の当該職員は、相手国等からその提供した情報を調査の対象者に開示しないことの求めがあった場合を除き、調査の対象である納税者に対して当該情報を開示することができる。 （注）当該納税者に対して当該情報を開示するに当たっては、開示する範囲を必要最小限に限る<u>と</u>とともに、原則として、当該情報の内容を記載した書面を提示する方法又は口頭で告知する方法により開示することとし、当該相手国等から入手した資料そのものを安易に提示しないことに留意する。 3 相手国等からの自発的な情報提供に係る事案の管理 署管理者、局管理者及び庁主管課は別紙様式3(1)により「管理簿」を、庁国際業務課は別紙様式4(1)により「整理簿」を、それぞれ作成することにより、自発的情報交換による相手国等からの情報の受領に係る事案の管理を行う。 4 相手国等から受領した情報の活用事績の報告 局（署）管理者は、相手国等から受領した情報を活用した場合には、当該情報を端緒として把握した増差所得、徴収した税額その他の成果の有無にかかわらず、当該情報を活用した月の翌月の末日までに当該情報の活用の事績について、別紙様式5により報告書を作成し、庁主管課に（署管理者は局管理者を経由して）提出するものとし、庁主管課はこれを庁国際業務課に対して速やかに回付する。ただし、活用した当該情報が<u>1</u>のルーリング

租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について（事務運営指針） 新旧対照表

改正後	改正前
るものであり、その成果がなかった場合は、この限りでない。 <u>Ⅲ 特定国・地域からの実質的活動要件に係る自発的情報交換</u> <u>1 特定国・地域からの実質的活動要件に係る自発的情報交換による情報の受領</u> <u>庁国際業務課は、以下のいずれかの基準に該当する場合、特定国・地域で活動する法人等について、特定国・地域の税務当局から、実質的活動要件に係る自発的情報交換資料を受領する。</u> <u>(1) 法人等の親会社等が日本居住者であり、当該特定国・地域の行うモニタリング活動において、当該法人等が実質的活動要件を充足していないと評価された場合</u> <u>(2) 特定国・地域において、無形資産に関連する一定の事業を行う法人等で、その親会社等が日本居住者である場合（特定国・地域におけるモニタリング活動に不備がある場合は全ての情報が、モニタリング活動が完備されている場合は、一部の項目について、自発的情報交換が行われることに留意する。）</u> <u>(3) 特定国・地域において、金融、リース、銀行、保険等の事業を行う法人等であって、その親会社等が日本居住者である場合（ただし、特定国・地域におけるモニタリング活動に不備がある場合に限る。）</u> <u>また、庁国際業務課は、特定国・地域から、実質的活動要件に係る自発的情報交換資料の提供を受けた場合において、当該自発的情報交換資料に形式的な誤り又は不備があると認めるときは、その旨を当該特定国・地域の税務当局に伝達し、速やかに確認することを求める。</u> <u>2 特定国・地域からの実質的活動要件に係る自発的情報交換資料の庁主管課等への回付</u> <u>庁国際業務課は、特定国・地域から実質的活動要件に係る自発的情報交換資料の提供を受けた場合、庁課税総括課へ連絡し、庁課税総括課は庁主</u>	に係るものであり、その成果がなかった場合は、この限りでない。 <u>(新設)</u>

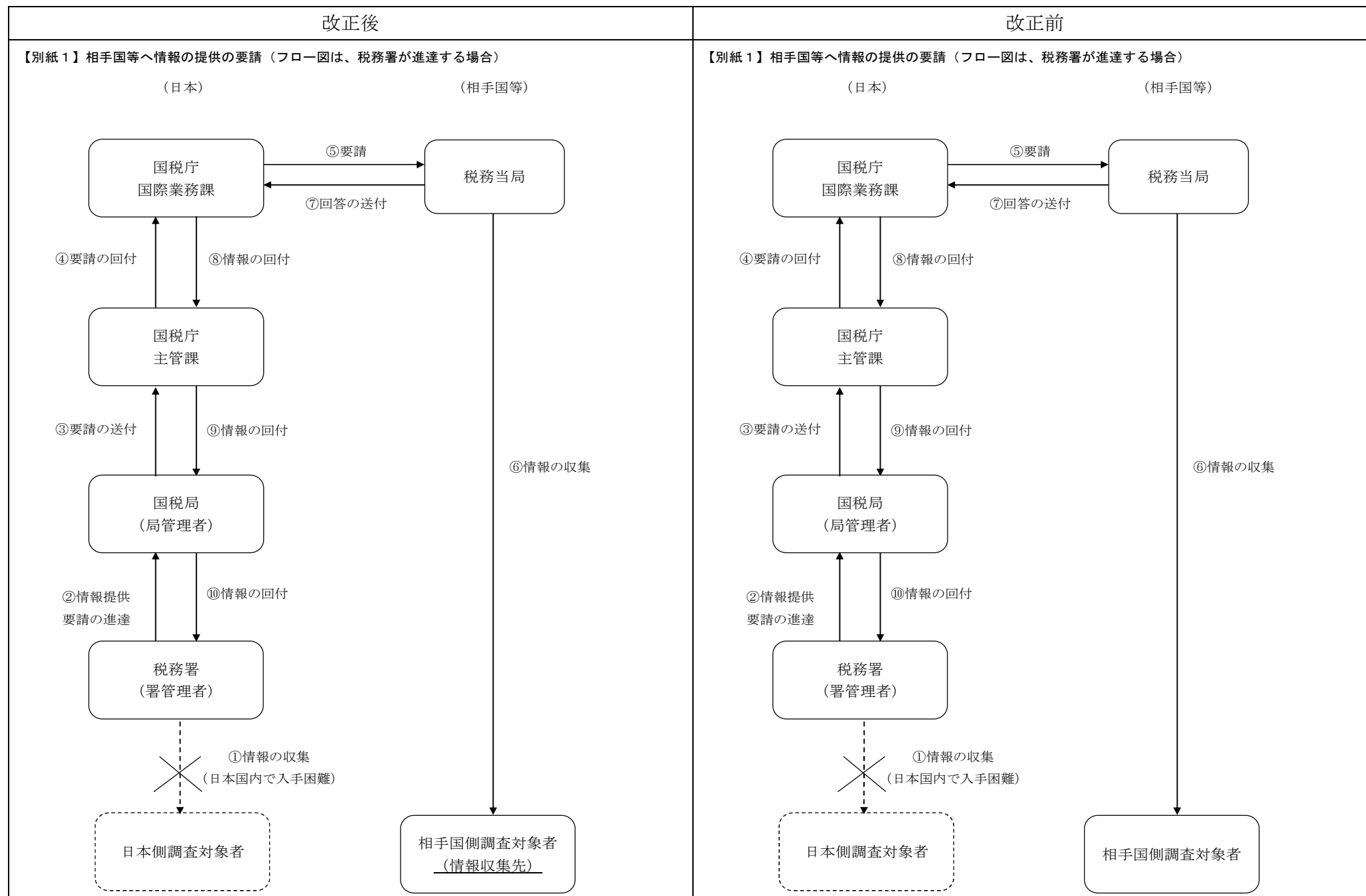
租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について（事務運営指針） 新旧対照表

改正後	改正前
<u>管課を経由して、法人等の親会社等の納税地を所轄する国税局又は税務署の局（署）管理者に（署管理者には局管理者を経由して）送付する。</u> <u>3 情報交換要請による追加情報の取得</u> <u>上記 1 (2)（特定国・地域におけるモニタリング活動が完備されている場合に限る。）又は上記 1 (3)に掲げる実質的活動要件に係る自発的情報交換資料について、庁主管課はその活用にあたり、より詳細な情報が必要となる場合は、情報交換要請により、追加情報の取得が可能であることから、第 2 章に定める手続により、庁国際業務課に対し、進達を行う。</u> <u>4 実質的活動要件に係る自発的情報交換資料の開示</u> <u>国税局又は税務署の当該職員は、特定国・地域からその提供した情報を調査の対象者の開示しないことの求めがあった場合を除き、調査の対象である納税者に対して、当該情報を開示することができる。</u> <u>（注） 当該納税者に対して当該情報を開示するに当たっては、開示する範囲を必要最小限に限るとともに、原則として、当該情報の内容を記載した書面を提示する方法又は口頭で告知する方法により開示することとし、当該相手国等から入手した資料そのものを安易に提示しないことに留意する。</u> <u>5 実質的活動要件に係る自発的情報交換資料の活用実績の報告</u> <u>局（署）管理者は、特定国・地域から受領した実質的活動要件に係る自発的情報交換資料を活用し、その成果があった場合には、当該情報を活用した月の翌月の末日までに当該情報の活用の実績について、別紙様式 5 により、報告書を作成し、庁主管課に（署管理者は局管理者を経由して）提出するものとし、庁主管課はこれを庁国際業務課に対して速やかに回付する。</u> <u>6 法人等の居住性の確認</u> <u>庁国際業務課は、上記 1 (1) から (3) のいずれかの基準に該当する場合のほか、特定国・地域から、当該特定国・地域において日本居住者である旨を主張した法人等に係る情報を受領する。この場合において、当該法人等の</u>	

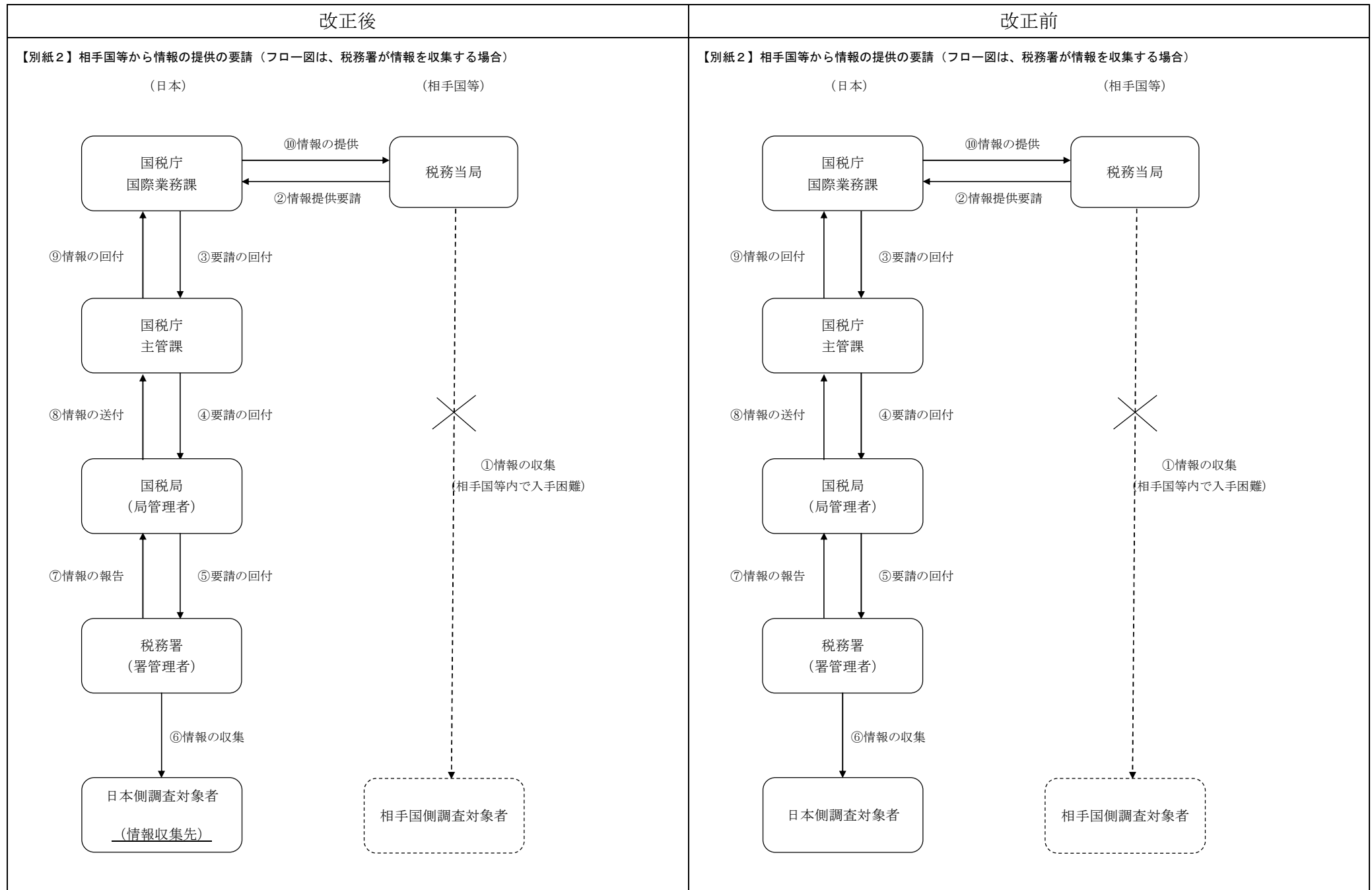
租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について（事務運営指針） 新旧対照表

改正後	改正前
<u>居住性の確認を行い、日本居住者でないことが判明したときは、その結果を当該特定国・地域の税務当局へ通知する。</u> 第 6 章 自動的情報交換に係る事務手続 I ～ II （省略） 第 7 章 情報の二次利用に関する同意の要請に係る事務手続 I ～ II （省略） 第 8 章 相手国等税務職員等に対する顕彰 1 ～ 2 （省略） 第 9 章 送達共助に係る事務手続 I ～ II （省略）	第 6 章 自動的情報交換に係る事務手続 I ～ II （同左） 第 7 章 情報の二次利用に関する同意の要請に係る事務手続 I ～ II （同左） 第 8 章 相手国等税務職員等に対する顕彰 1 ～ 2 （同左） 第 9 章 送達共助に係る事務手続 I ～ II （同左）

租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について（事務運営指針） 新旧対照表



租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について（事務運営指針） 新旧対照表



租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について（事務運営指針） 新旧対照表

改正後	改正前
【別紙 3】～【別紙 10】（省略）	【別紙 3】～【別紙 10】（同左）